

第4章 地域の推進体制構築

1. 地域住民の推進体制

地域が一体となった赤土等対策を推進していく上で、地域の赤土等対策推進体制の構築が必要である。農業・水産・観光・自然保護団体・行政等の民・官の関係者が連携協働して、専門的で広範囲な対策を検討するとともに、対策の推進を図って海域の環境保全を行うことが必要である。

今後は、各分野（農地対策、農地以外の流域対策、地域・支援）でより専門的に対策の検討を行いながら互いに連携し、さらには「沖縄県赤土等流出防止営農対策連絡協議会」との連絡調整及び連携を図りながら、地域が一体となった赤土等対策を推進することが望ましい。

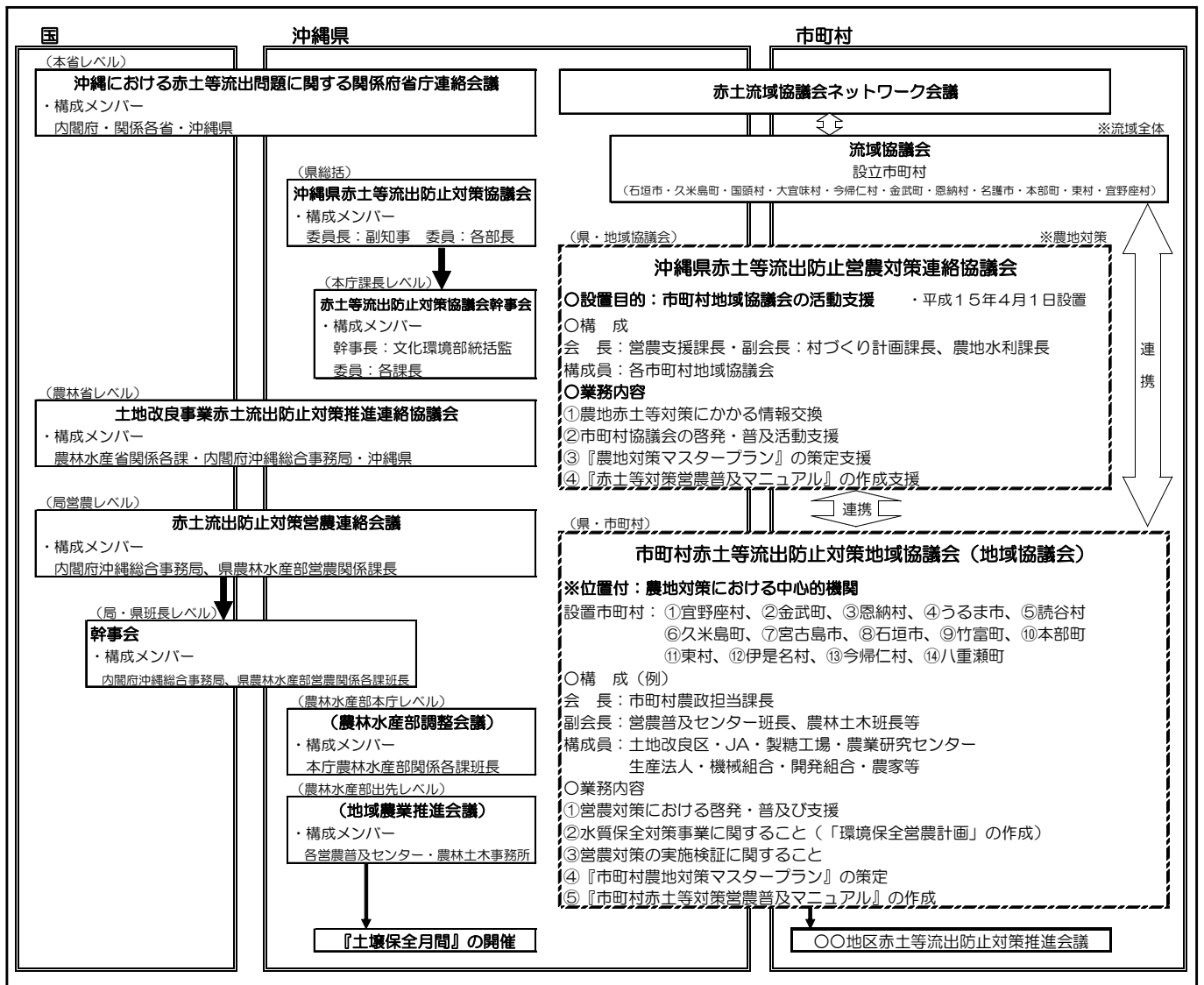


図3-5 赤土等対策の推進体制（国・県・市町村）

2. 意見交換会の実施計画

赤土等流出対策の推進において、地域が一体となった取り組みを実現するためには、住民参加型の手法を用いて、現状の認識や取り組み状況、対策への意見、支援方法について意見交換会(ワークショップ等)を実施する。

①農地営農対策

- ・マスタープランの進捗状況認識、対策への課題、プランのフィードバックを目標としたワークショップの開催を行う(地域住民)
- ・事業計画及び事業実施段階での具体的な対策について、農家と行政及び関係者によるワークショップの開催を行う(農家と関係者)

②地域支援

- ・地域住民が参加した対策や維持管理又はその他支援について、住民のアイデアや意見を交換し、支援活動を推進するためのワークショップを行う



写真3-1 意見交換会開催状況写真

3. 対策推進PRと啓発

対策の推進のために、対策方法の体験やPR活動を通じて、環境保全の重要性認識や意識啓発を行って農家と地域のインセンティブを高めるため、関係機関と連携し次の活動を行う。

①営農推進体制と連携したデモほ場の運営

②住民参加促進のためのポスター・標語募集展示

③環境保全の意識を高めるためのエコツアーの開催

④赤土対策に積極的な農家の表彰

⑤その他次の活動を推進する

- ・パンフレットの配布
- ・ホームページ活用による情報の公開
- ・維持管理の共同作業
- ・コマーシャル 等